

ハラスメントの被害に遭ったら

1 明確に意思表示をしましょう

ハラスメントと思われる行為に対して、はっきりと自分の拒絶の意思を相手に伝えることが重要です。

2 受けた行為の記録を取りましょう

気持ちの整理になるだけでなく、後日、大学側に対応を求める場合にも有効な証拠となります。

3 相談窓口での相談

あなたが拒否したにもかかわらず、相手が聞き入れなかったり、断ったら不利益を受けるのではないかと不安に思っているなら、一人で悩まず、対応の方法などを早めに相談窓口にご相談しましょう。

本人の同意を得て、代理人が窓口にご相談することも可能です。

相談窓口

相談は、相談者の立場に立ち、プライバシーを厳守して、ともに解決への道筋を考えます。

※ハラスメント相談や解決のための対応に協力したこと等を理由に不利益な扱いはされません。

【相談窓口】教職員用（月～金）8:30～17:15 ※祝日を除く

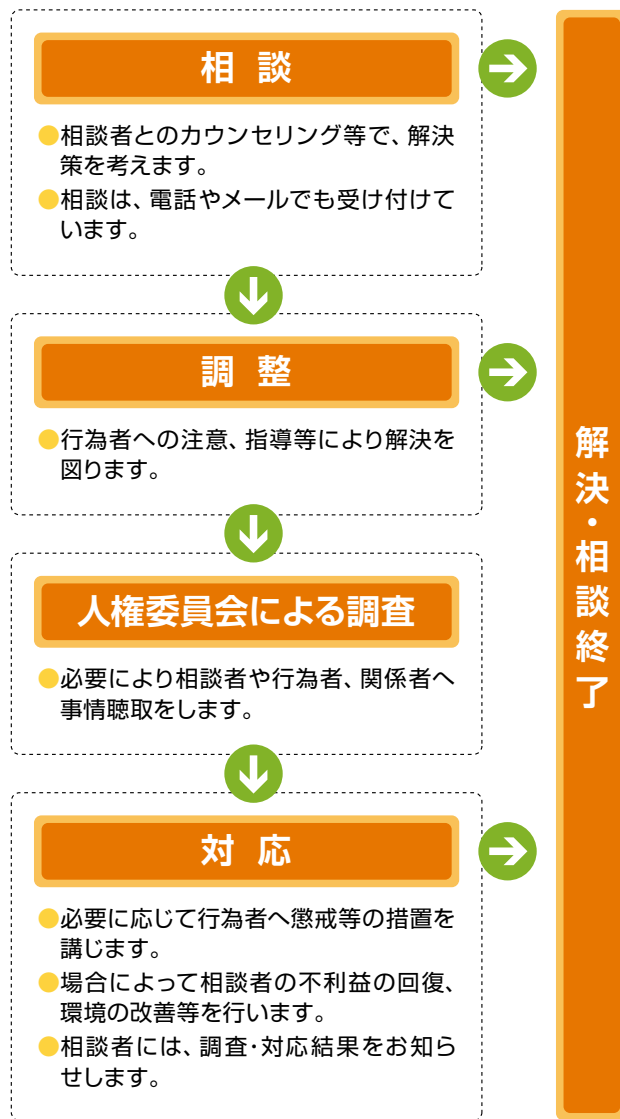
広島キャンパス総務課	電話 082-251-5178 専用メール khsoudan@pu-hiroshima.ac.jp
庄原キャンパス総務課	電話 0824-74-1000 専用メール kssoudan@pu-hiroshima.ac.jp
三原キャンパス総務課	電話 0848-60-1161 専用メール kmsoudan@pu-hiroshima.ac.jp
叡啓大学総務課	電話 082-225-6201 専用メール esoudan@pu-hiroshima.ac.jp
外部相談窓口 社日本産業カウンセラー協会	電話 082-223-7470

※所属キャンパス以外の窓口でも相談を受け付けています。

※相談担当職員は教職員Wikiで確認できます。

※切り取り使用してください。

相談対応の流れ



解決の方法については相談者の希望が尊重されます。

※ハラスメント相談や解決のための対応に協力したこと等を理由に不利益な扱いはされません。

令和3（2021）年4月発行

教職員
向け

STOP ハラスメント



広島県公立大学法人

県立広島大学
Prefectural University of Hiroshima

叡啓大学
EIKI UNIVERSITY OF HIROSHIMA

「こんなことで困っていませんか？」

セクシャル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感を与え、又は教育・研究・職場環境を悪化させること。

こんなことはありませんか？

対価型

- 上司が、部下に、それに逆らうと仕事上の不利益を受けるのではないかと困惑するような状況で性的な誘いかけを行う。
- 上司が、部下に性的な誘いを断られたことの腹いせに、業務上の指導を行わなかったり、無視をする。

環境型

- 相手の身体の一部(肩、腰等)に日常的に触れる。
- 体型や容姿についてからかう。
- 職場や教室で、不快感をもよおすような性的な話題を頻繁に持ち出す。
- 懇親会、終業後の付き合い等で、性的に品のない行為をする。
- 指導や個人の連絡メールで、「今日、2人で食事でもどう？」などと食事の誘いをする。
- 性に関する悪質な冗談やからかいを繰り返す。
- 意図的に性的な噂を流す。
- 個人的な性体験等を尋ねたり、自分の経験談を話したりする。
- 個人が特定できる形で、インターネットのサイトなどに性的な内容の中傷やプライベートな情報を書きこむ。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、相手に身体的・精神的苦痛を与え、又は教育・研究環境を悪化させること。

こんなことはありませんか？

粗野な行動や暴力

- 教員や大学院生が、指導の際、学生の理解が悪いと、ごみ箱を蹴飛ばしたり、物を投げつけたりする。
- 教員や大学院生がレポートで学生の頭をたたく。

不適切な言葉を用いた注意・誹謗中傷

- 教員が、学生や大学院生に、「こんなこともできないなんてばかか」「お前は小学生以下のレベルだ」などと能力や人格を否定するような発言を繰り返す。

必要な範囲を超える指導、執拗な指導

- 教員が学生に対して早朝、深夜、休日に、登校を強要したり、携帯電話に頻繁に指導のメールを送る。

指導の拒否、無視、隔離

- 教員や大学院生が指導を求めてきた学生を好き嫌いによって異なる取り扱いをし、嫌いな学生に対しては指導しようとしなない。

実績の横取り

- ベテラン教員が、根拠なく、若手研究者の研究・実験の共同研究者に、自分の名前を加えるように強要する。

プライバシーの侵害、公私混同

- 教員が、引っ越しの手伝い等、教育・研究と無関係な雑用や用事を強要してくる。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、相手に身体的・精神的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させること。

こんなことはありませんか？

- 上司が、経験や知識を無視した課題又は複雑な仕事を割り振り、早急な実現を求める。
- 課題を解決できなかつたり、不十分な点があると繰り返し非難したり、「無能」「ばか」「やめてしまえ」「女だからだ」「男のくせにだらしがない」など、人格を侵害するような発言をする。
- 上司が、職務遂行上の失敗やミスを繰り返し追及したり、人前で大声で叱責したりする。
- 会話をせず、挨拶も無視する。
- 周囲に「〇〇の手伝いはするな」と述べるなど、人間関係からの切り離しを行う。
- 部下が、他の同僚を取り込んで上司を無視する。

その他のハラスメント

マタニティ・ハラスメント

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業に入る職員に「〇〇さんのせいで、仕事の負担が大きくなった」「退職したほうが良いのではないか」などと発言する。

※切り取って使用してください

【相談窓口案内カード】

STOPハラスメント

一人で悩まずに、勇気を持って相談しましょう

あなた自身が
ハラスメント被害に
あったとき

ハラスメントに
あたるかどうか
悩んでいるとき

同僚から相談を
受けたとき

気軽に相談窓口へ連絡してください